

当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

1 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金等により構成されています。

2 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えています。

3 信用リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したクレジットポリシーを制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスク評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しています。そして、信用リスク計量化システムを活用して、予想損失額(注1)、非予想損失額(注2)を把握し、健全性の確保に努めています。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、経営会議といった経営陣に対し、報告する態勢を整備しています。

貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定要領」及び「資産の償却・引当金規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については内部監査及び監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(注1) 予想損失額:一定の期間に発生すると予想される損失額の平均値である信用コスト部分

(注2) 非予想損失額:一定の期間に発生し得る損失の最大値から予想損失額を差し引いた狭義の信用リスク部分

2 リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者

リスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター(R&I)
- ・ 日本格付研究所(JCR)
- ・ スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・ ムーディーズ(Moody's)

4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、お取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じています。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っています。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、当金庫が定める事務取扱要領等により適切な事務取扱並びに適切な評価・管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、地方公共団体等による保証があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当金庫が定める事務取扱要領等により、適切な取扱いに努めています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っています。具体的な派生商品取引は、資金関連スワップ取引、為替先物予約取引があります。派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしています。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、投資家としての役割のみを行っています。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格信用格付業者が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めています。また、取引にあたっては、資金運用にかかる方針に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っています。

2 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを市場部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の審査を経たうえで、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、市場部門において当該証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を半期ごと及び適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補充の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

3 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しています。

4 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

5 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者等の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格信用格付業者は以下の4つの信用格付業者を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格信用格付業者の使い分けは行っていません。

- ・ 格付投資情報センター(R&I)
- ・ 日本格付研究所(JCR)
- ・ スタンダード&プアーズ(S&P)
- ・ ムーディーズ(Moody's)

当金庫の自己資本の充実の状況等について 自己資本比率規制第3の柱に係るディスクロージャー I 単体における事業年度の開示事項 ～定性的な開示事項～

7 オペレーショナル・リスクに関する項目

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集した各種データの分析・評価、改善策の策定等を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については「事務リスク管理規定」等に基づき、本部・営業店が一体となり、厳正な規定・事務取扱要領等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての部店内検査などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理規定」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

その他のリスクについては、苦情相談受付の担当部署による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めています。

自己資本比率規制対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しています。

現状、一連のオペレーショナル・リスクに関するリスクの状況については、オペレーショナル・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、経営会議等で経営陣に対して報告する態勢を整備しています。

2 オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

8 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度額、損失限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に諮り、理事会、経営会議等へ報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンドまたは投資事業組合への出資金に関しては、財務諸表や運用報告書を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理規定」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

1 リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲
リスク管理及び計測の対象とする金利リスクは、銀行勘定全体の金融資産・負債の経済価値変動、保有有価証券の時価変動並びに銀行勘定全体の資金利益の変動としたうえで管理を行っています。
対象範囲は、「金融商品に関する会計基準」で定義される「金融資産」及び「金融負債」並びにそれらに係る経過勘定としています。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針
リスク限度額やモニタリング方法など金利リスクの管理方法については、毎期リスク管理委員会、経営会議において、業務計画及びリスクの状況に関する詳細な協議検討を行い、統合的リスク管理計画及び市場リスク管理計画を策定し、理事会で承認を得ています。
期中においては、リスク管理部署がリスクの状況をモニタリングし、毎月リスク管理委員会、経営会議に報告し、業務運営の状況について詳細に議論のうえ、各種施策及びコントロールについての検討を行っています。

(3) 金利リスク計測の頻度
銀行勘定全体の経済価値変動リスクについては月末日を基準日として月次で、有価証券の時価変動リスクについては前営業日を基準日として日次で計測しています。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法
資産や負債の残高や期間構成を変化させることを主なヘッジ手段としています。

2 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE並びに追加して開示を行う金利リスクに関する事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
IRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクが正值の場合はゼロとして合算しています。
なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- ⑥スプレッドに関する前提
リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- ⑦内部モデルの使用等、ΔEVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。
- ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期から計測を開始しているため、前期は計測しておりません。
- ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性に応じ保守的な方法、簡便的な方法により計測しています。

(2) その他の金利リスク計測について

- ①金利ショック
当金庫では、主としてVaR (バリュエーション・アット・リスク) を用い、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、過去3年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。
- ②金利リスク計測の前提及びその意味
銀行勘定全体のVaR及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaRについては、金利変動が正規分布に従うと仮定する「分散共分散法」を採用し、観測期間を3年間、信頼区間を99%としています。
また、保有期間については、銀行勘定全体のVaR算定時の保有期間は240日 (1年) 及び有価証券の市場リスク限度管理に用いるVaR算定時の保有期間は120日 (6か月) としています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～自己資本の構成に関する開示事項～

1 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	2017年度	経過措置による不算入額	2018年度
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	44,651		45,254
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,137		3,113
うち、利益剰余金の額	41,577		42,203
うち、外部流出予定額(△)	62		62
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	712		432
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	712		432
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	279		221
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	45,644		45,908
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	193	48	209
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	193	48	209
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	77
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	193		287
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	45,450		45,620
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	312,614		326,487
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 8,678		△ 4,569
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	48		
うち、繰延税金資産	-		
うち、前払年金費用	-		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 9,763		△ 5,552
うち、上記以外に該当するものの額	1,036		983
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	15,988		14,833
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	328,602		341,320
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.83%		13.36%

(注)1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。
 2. 「オペレーショナル・リスク」とは、金庫の業務上において不適切な処理等が生じる事象による損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には不適切な事務処理により生じる事

務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
 3. 「リスク・アセット」とは、リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。(以下の表についても、同様の表示をしています。)

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

2 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット・所要自己資本の額の合計	312,614	12,504	326,487	13,059
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	320,738	12,829	311,564	12,462
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	38	1	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	690	27	336	13
国際開発銀行向け	1	0	-	-
地方公共団体金融機構向け	359	14	314	12
我が国の政府関係機関向け	1,372	54	1,209	48
地方三公社向け	352	14	423	16
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	40,423	1,616	38,334	1,533
法人等向け	112,038	4,481	117,170	4,686
中小企業等向け及び個人向け	82,300	3,292	85,110	3,404
抵当権付住宅ローン	8,965	358	8,659	346
不動産取得等事業向け	21,454	858	22,766	910
3か月以上延滞	1,045	41	994	39
取立未済手形	42	1	56	2
信用保証協会等による保証付	1,617	64	1,505	60
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	12,829	513	3,159	126
出資等のエクスポージャー	12,829	513	3,159	126
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	37,204	1,488	31,523	1,260
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	17,778	711	13,261	530
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,799	151	3,799	151
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,697	67	1,104	44
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	13,930	557	13,358	534
②証券化エクスポージャー	13	0	-	-
証券化				
S T C 要件適用分	-	-	-	-
非 S T C 要件適用分	13	0	-	-
再証券化	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	393	15	-	-
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			19,491	779
リスク・スル方式			19,491	779
マンデート方式			-	-
蓋然性方式(250%)			-	-
蓋然性方式(400%)			-	-
フォールバック方式(1250%)			-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,085	43	983	39
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 9,763	△ 390	△ 5,552	△ 222
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	143	5	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	2	0	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	15,988	639	14,833	593
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	328,602	13,144	341,320	13,652

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「抵当権付住宅ローン」とは、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
 4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「上記以外のエクスポージャー」は、与信額が1億円超の個人向け債権、有形固定資産等のリスク・アセットを合計しています。
 6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											
		2017年度		2018年度		貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		有価証券		デリバティブ取引		3か月以上延滞 エクスポージャー	
		2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度		
国	内	747,801	725,871	335,557	333,493	223,822	209,168	-	-	1,381	984		
国	外	47,928	34,997	-	-	47,448	34,997	479	-	-	-		
	その他	2,567	-	-	-	2,567	-	-	-	-	-		
	地域別合計	798,297	760,869	335,557	333,493	273,839	244,165	479	-	1,381	984		
	製造業	84,607	82,994	52,725	51,674	31,881	31,320	-	-	204	334		
	農業、林業	793	815	793	815	-	-	-	-	-	6		
	漁業	7	4	7	4	-	-	-	-	-	-		
	鉱業、採石業、砂利採取業	1,482	1,716	1,482	1,653	-	63	-	-	-	-		
	建設業	29,045	29,143	24,602	23,986	4,443	5,157	-	-	126	51		
	電気・ガス・熱供給・水道業	5,666	8,018	4	85	5,661	7,933	-	-	-	-		
	情報通信業	3,668	5,700	241	281	3,427	5,075	-	-	-	-		
	運輸業、郵便業	36,270	37,490	7,092	7,214	29,178	30,276	-	-	-	2		
	卸売業、小売業	31,831	33,547	22,503	22,992	9,328	10,555	-	-	146	128		
	金融業、保険業	261,429	255,563	19,953	19,347	68,792	68,135	479	-	-	-		
	不動産業	45,526	45,159	36,753	36,088	8,772	9,070	-	-	110	135		
	物品賃貸業	4,475	6,018	2,359	2,500	2,116	3,518	-	-	-	-		
	学術研究、専門・技術サービス業	1,647	1,953	1,647	1,723	-	230	-	-	-	0		
	宿泊業	78	72	78	72	-	-	-	-	-	-		
	飲食業	2,980	2,784	2,780	2,784	200	-	-	-	101	55		
	生活関連サービス業、娯楽業	3,506	2,969	2,365	2,268	1,141	700	-	-	3	19		
	教育、学習支援業	962	1,083	962	1,083	-	-	-	-	-	-		
	医療、福祉	11,137	10,855	11,137	10,855	-	-	-	-	159	-		
	その他のサービス	7,811	7,249	7,391	7,079	419	170	-	-	57	40		
	国・地方公共団体等	121,269	100,046	29,419	28,089	91,850	71,957	-	-	-	-		
	個人	111,255	112,894	111,255	112,894	-	-	-	-	471	209		
	その他	32,844	14,786	-	-	16,627	-	-	-	-	-		
	業種別合計	798,297	760,869	335,557	333,493	273,839	244,165	479	-	1,381	984		
	1年以下	184,722	205,108	41,923	37,846	20,202	25,487	-	-	-	-		
	1年超3年以下	77,703	71,139	21,632	19,686	40,476	40,852	-	-	-	-		
	3年超5年以下	70,436	70,070	28,742	27,919	41,663	42,065	-	-	-	-		
	5年超7年以下	60,849	58,319	23,977	26,425	36,858	31,840	-	-	-	-		
	7年超10年以下	120,307	82,682	36,214	38,134	53,069	31,512	-	-	-	-		
	10年超	220,236	221,342	153,933	152,464	66,303	68,878	-	-	-	-		
	期間の定めのないもの	47,835	6,963	29,133	-	15,266	3,528	-	-	-	-		
	その他	16,205	45,241	-	31,016	-	-	479	-	-	-		
	残存期間別合計	798,297	760,869	335,557	333,493	273,839	244,165	479	-	-	-		

- (注) 1. 「コミットメント」とは、お客様と金融機関との間で予め期間・融資枠を設定し、その範囲内であればお客様の請求に基づき金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
2. 「デリバティブ取引」(=派生商品取引)とは、有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品指します。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
3. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。
4. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
5. 信用リスクエクスポージャー期末残高の業種区分欄と期間別欄の「その他」は、現金、固定資産等が含まれています。
6. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

□ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	当期増減額	期末残高	当期増減額	期末残高
一般貸倒引当金	△219	712	△280	432
個別貸倒引当金	374	3,486	△259	3,226
合計	155	4,198	△540	3,658

Ⅷ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	当期増減額		期末残高		2017年度	2018年度
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度		
製造業	738	△95	2,518	2,422	31	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	0	△0	0	-	-	-
建設業	△128	2	41	44	100	24
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	△0	0	3	4	-	6
卸売業、小売業	15	23	79	103	11	2
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	△200	△58	400	342	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	6	△13	23	9	-	6
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	14	△36	62	25	-	12
生活関連サービス業、娯楽業	△0	0	16	16	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	△127	△19	32	12	102	-
その他のサービス	△0	△3	18	14	1	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	58	△58	289	230	10	18
合計	374	△259	3,486	3,226	257	70

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅲ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0% (現金、国・地方公共団体向け債権等)	99	206,989	-	187,435
10% (信用保証協会の保証付債権等)	100	31,576	100	30,381
20% (格付適用債券、金融機関向け債権等)	10,039	207,526	37,146	167,237
35% (抵当権付住宅ローン)	-	25,616	-	24,741
50% (格付適用債券、3ヵ月以上延滞債権)	74,753	1,356	79,043	123
75% (中小企業等・個人向け債権)	-	102,363	-	104,704
100% (格付適用債券、法人等向け債権、3ヵ月以上延滞債権等)	8,436	128,247	11,945	115,479
150% (3ヵ月以上延滞債権)	-	507	-	486
250% (繰延税金資産、パーゼルⅢ適格資本等)	-	682	-	2,044
1,250% (一定額を超える重要な出資等)	-	-	-	-
その他 (上記区分に該当しないもの)	-	-	-	-
合計		798,297		760,869

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
「適格格付機関」とは、自己資本比率規制において、金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる格付を付与する機関のことです。金融庁長官は、適格性の基準に照らし適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. 3ヵ月以上延滞債権は、個別貸倒引当金等の引当率によりリスク・ウェイトは異なります。
4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	3,710	3,381	30,089	30,254	-	-

- (注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 「信用リスク削減手法」とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をい
 い、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。但し、自己資本比率規
 制における信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保(現金、自金庫
 預金、国債等)、同保証(国、地方公共団体等)、自金庫預金と貸出金の相殺があります。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グ ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額	161	-
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
① 派 生 商 品 取 引 合 計	479	-	479	-
(i) 外国為替関連取引	478	-	478	-
(ii) 金利関連取引	0	-	0	-
(iii) 金 関 連 取 引	-	-	-	-
(iv) 株 式 関 連 取 引	-	-	-	-
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
② 長 期 決 済 期 間 取 引	-	-	-	-
合 計	479	-	479	-

- (注) 1. 「再構築コスト」とは、現在と同等の派生商品契約を再度構築するのに必要なコスト金額のことです。
 2. グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。
 3. 「カレント・エクスポージャー」とは、派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式のことで、契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としています。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

- ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
 a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	55	-	-	-
(i) カードローン	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-
(iii) その他	55	-	-	-

- b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

- a.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	50	-	-	-	0	-	-	-
50%	4	-	-	-	0	-	-	-
100%	0	-	-	-	0	-	-	-
1,250%	-	-	-	-	-	-	-	-
(i) カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii) 住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii) 自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	55	-	-	-	0	-	-	-

- (注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%
 2. 「1,250%」欄の(i)~(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

- b.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- ③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトごとの区分の内訳

再証券化エクスポージャーの保有はありません。

I 単体における事業年度の開示事項 ～定量的な開示事項～

I 単体における事業年度の開示事項
 〈定量的な開示事項〉

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	14,184	14,184	4,279	4,279
非上場株式等	3,611	-	3,588	-
合 計	17,796	-	7,867	-

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。

ロ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
売 却 益	1,167	79
売 却 損	99	0
償 却	0	56

ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	1,255	909

ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		46,209
マンドート方式を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		-

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

項番		ΔEVE	
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	23,297	
2	下方パラレルシフト	0	
3	スティープ化	19,841	
4	フラット化	0	
5	短期金利上昇	3,455	
6	短期金利低下	0	
7	最大値	23,297	
8	自己資本の額	45,621	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的な開示事項」の項目に記載しています。

2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。

このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しています。